

リサイクル預託金相当額通知書

年 月 日

お客様名

住所

電話番号

当社名

住所 〒

電話番号

販売する車輛のリサイクル料金

車台No.

未預託の場合 <該当項目に○印を記入>

<input type="checkbox"/>	別途作成する売買契約書または注文書に記載のリサイクル法関連費用の支払が必要です
<input type="checkbox"/>	リサイクル法関連の支払は不要です (ただし、次回車検時あるいは使用済み車輛として引き渡す時点で同費用の支払が必要です 次回車検時に支払の場合、下記(注1) 該当車輛は、使用済み車輛としての引渡しの時点にも支払が必要となります)

預託済の場合 <該当項目に○印を記入>

<input type="checkbox"/>	以下のリサイクル預託金相当額の支払が必要です										
	<table><tr><td>シュレッダーダスト料金</td><td></td></tr><tr><td>エアバッグ類料金</td><td></td></tr><tr><td>エアコン料金</td><td></td></tr><tr><td>情報管理料金</td><td></td></tr><tr><td>リサイクル預託金相当額合計</td><td></td></tr></table>	シュレッダーダスト料金		エアバッグ類料金		エアコン料金		情報管理料金		リサイクル預託金相当額合計	
シュレッダーダスト料金											
エアバッグ類料金											
エアコン料金											
情報管理料金											
リサイクル預託金相当額合計											

※ ご注意いただきたい事項(注1)

販売時にエアバッグあるいはエアコンの装備があるにもかかわらず、エアバッグ類料金あるいはエアコン料金が0円の場合、お客様が使用済み自動車として引き渡す時点で同料金の支払が必要となります。なお、その際は資金管理料金の支払が必要です

※ 上記記載のリサイクル預託金相当額は注文書に記載の車両価格に含まれません

※ リサイクル預託金相当額に消費税は課税されません

販売用